

**「足立区自転車活用推進計画」の策定に伴うパブリックコメントの
実施結果および意見に対する区の考え方について**

1 実施期間

令和6年4月25日（木）～令和6年5月24日（金）

2 意見提出数

10件（4名）

3 意見の構成

内容	件数
1 自転車走行環境の整備	2
2 自転車駐車場の整備等	1
3 交通安全教育の推進	1
4 交通安全指導取締り	4
5 自転車盗難対策の推進	1
6 その他	1
合計	10

4 意見に対する区の考え方

以下のとおり

いただいた意見に対する区の考え方（「足立区自転車活用推進計画」の策定）

No.	意見の概要	区の考え方
1	自転車走行環境の整備	
1	歩道が無電柱化や車道縮小化等で拡張し、ポールを用いて歩行者と自転車の通行帯を2分割することで、事故防止を図るべき。	歩道内をポールで分離する形式は、西新井駅前のさくら参道や北千住駅前の電大通りなど既に整備されている箇所があります。しかし、「車両（軽車両）」である自転車は車道通行が原則であり、例外的に歩道通行するルールが平成20年の道路交通法の改正で明確化されたことから、新たな整備は行わない方針です。整備路線毎に交通管理者（警察）と協議し、「自転車道」や「自転車専用通行帯」、自転車ナビマークとナビラインを組み合わせた「車道混在」の中から整備手法を決定します（自転車ネットワーク計画編P25に記載）。
2	近年、車道の左端の路面に自転車ナビマークを標示したり、自転車の通行部分を青などの色分けで標示したりする道路が増えている。 しかし、こうした標示だけでは違法駐車を防ぐことができず、違法駐車車両による自転車への進路妨害が常態化している。 これでは自転車が車道中央へはみ出して走行せざるを得ないことによる自動車との事故や、自転車の歩道走行による歩行者との事故などを誘発する原因になりかねない。そのため自動車が自転車レーンの部分に駐停車できないよう、簡易的なポール等を設置して走行空間を物理的に分離するべき。	自転車利用環境創出ガイドライン（国、警視庁策定）の目安である自動車の速度が時速40kmから50km程度で、かつ自動車交通量が1日あたり4000台以上であった場合、道路状況を勘案し交通管理者と協議したうえで自転車の通行部分を青色に標示する自転車専用通行帯を環七北通りなどで整備する予定です。それに加えて、交通管理者（警察）と協議のうえ、必要に応じて駐停車対策のためのポール等設置を検討いたします。

No.	意見の概要	区の考え方
2 自転車駐車場の整備等		
3	日暮里舎人ライナー沿線の駐輪場、特に西新井大師西駅の駐輪場は不足している。 又、駐輪場が駅から遠く、駐輪が出来ても駅に辿り着く迄時間がかかる不便さの現状を区は把握されていないと感じている。駅前の大規模駐輪場の設置や一定時間の利用料の無償化をしてほしい。	西新井大師西駅については、令和7年度に西新井大師西駅第4自転車駐車場を拡張し、駐輪台数を約100台増やす予定です。区内各駅の区営駐輪場については駅付近に適地がなく、やむを得ず遠い場所への設置となっている施設もあります。引き続き駅近くへの駐輪場整備の検討を進めるとともに、民営駐輪場への補助制度を活用した整備誘導を図ってまいります。 なお、主にコインラック式の区営駐輪場の一時利用につきましては、2時間無料としています。民営駐輪場においても2時間無料の設定をした場合には、補助額を増額するなど、短時間放置対策を実施しています。 今後も更に利便性向上に努め、利用しやすい駐輪場の環境整備を進めてまいります。

No.	意見の概要	区の考え方
3 交通安全教育の推進		
4	足立区の地域イベントとして定期的に「誰でも参加 OK！自転車熟練会！」といった、老若男女問わず自転車及び自転車に関する知識やグッズとふれあって恥を感じることなく学び、経験できる交流会を実施し、あらゆる技術や設備等の力による安心・安全を身に付けるべき。	現在、千本桜まつりやしょうぶまつり、区民まつりなどで自転車シミュレータ体験会などを行っておりますが、子どもの参加が多いため、今後は大人や高齢者への啓発強化なども検討し、自転車の知識等を学ぶ場をさらに充実させるよう努めます。
4 交通安全指導取締り		
5	伊藤谷橋、五兵衛新橋、五兵衛橋は「自転車での通行は降りて渡ってください」と書いてあるのに、すごい勢いで自転車に乗ったまま渡る人が多く、怖くて徒歩で渡れない。例えば車止めのコーンに「自転車の人は降りて渡ってください」と書いた長い旗などを車椅子の邪魔にならないよう設置してほしい。 特に近隣の高校の生徒（あるいは教師）のマナーが悪いので注意して下さい。 また、歩道をすごいスピードで走る自転車も注意してください。	区管理の伊藤谷橋、五兵衛橋等への注意喚起の旗の設置は、通行人の視界悪化や通行人と旗との接触の恐れがあるため、その他の注意喚起の方法を綾瀬警察署と協議のうえ検討してまいります。東京都管理の五兵衛新橋についても東京都建設局第六建設事務所に要望をお伝えいたします。 また、ご指摘の橋付近の高等学校生徒へ指導・注意するよう要望します。
6	交通事故を起こし加害者となった人に対して、数年前から信号無視などの違反行為を2回以上繰り返した自転車利用者に対して義務づけられるようになった安全講習の受講を、これまで無事故無違反であった初回違反の場合でも（受講を拒んだ場合の罰則付きで）義務づける旨の条例を定めることが、交通事故を減らすためだけでなく、区民への警鐘とするためにも必要だと思う。	条例の制定は、法律の範囲内で行うこととされているため、現行の道路交通法の罰則規定を超える条例の制定はできません。 令和6年5月、自転車への交通反則通告制度の適用を含む改正道路交通法が成立したことも踏まえ、今後も自転車ルールの啓発、周知に努めていきます。
7	足立区内で発生した交通事故（自転車に関係したものに限らないすべての交通事故）については、区独自の基準で重い刑罰を科すことができるようにする条例を定めるべき。	

No.	意見の概要	区の考え方
8	現行の道路交通法では「自転車は車道通行が原則、歩道走行は例外」とされています。ところが「原則」と「例外」の解釈基準が曖昧なため、自転車利用者と警察官との間でトラブルが発生することがある。「足立区自転車活用推進計画(案)」において「警察の責務」についての項目を設け、自転車に対する合理的理由が認められない不当な指導（職権の濫用）に歯止めをかけるための規定を盛り込むことを要望する。	警察の責務は、警察法で規定されており、その中に、交通の取り締まりが明記され、その遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正でなければならず権限の濫用の禁止についても明記されています。 関連する国や都の自転車活用推進計画においても、各関係主体に対する責務の規定は無く、区計画において特別に職権の濫用を防ぐ趣旨として警察の責務を位置付ける考えはありません。
5 自転車盗難対策の推進		
9	「特殊な音が鳴る！ビュー坊ストラップ！」といった、自転車のかごやタイヤに取り付けることによって動かす際に音が鳴り、それと同時にビュー坊が目に入るストラップを、足立区民に臨時プレゼントし、その浸透によって自転車盗犯罪者に威圧感と警戒心を与えてほしい。	自転車盗対策については、無施錠者に対して施錠を促すことを目的として事業を展開してきました。今後は、ご意見のような対策を含め、犯罪を行おうとする者の動機形成を抑制・抑止する、あいさつ運動や景観美化などの「攻める防犯」に取り組んでいきます。
6 その他		
10	自転車は電動自転車が多く出回っているが、足立区の補助は一部に限られている。都内有数の広大な面積の足立区に電動自転車は今や必須であるのにもかかわらず、公平な補助金が無い。シェアサイクルの前に住民が電動自転車を有し、活用出来る駐輪場設置が順番であると思う。	環境施策としてE Vバイクの購入補助メニューはありますが、電動アシスト自転車の補助については、電動アシストのない一般的な自転車などに比べて電気利用によりC O 2 排出量の増加につながるため、その普及を目的として実施する考えはありません。 なお電動アシスト自転車は全ての区営駐輪場で駐輪可能です。またペダル付き電動バイクは定格出力が0.6kw以下で、保安基準に適合し、一般原動機付自転車としてナンバープレートが取り付けられているものであれば、原動機付自転車に対応している区営駐輪場をご利用いただけます。